

令和 5 年
第 11 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 5 年第 1 1 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 2 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和5年第11回立川市農業委員会総会

令和5年11月24日（金）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 晋 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

次長 奥 野 武 司 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中、農業委員会の総会に出席いただきまして、ありがとうございます。また、先日の農業祭には、皆さんに御協力いただきまして、ありがとうございました。

今年の農業祭の品評会なのですが、点数的には昨年とほぼ同じぐらいの点数だったと思います。予想よりちょっと点数が、もう少し多く出品されるのかななんて思ったんですけども、やはり今年の夏の猛暑ということで、点数が思ったよりは少なかったのかなということでございます。宝船についても、今年は 3 そうということで、4 年ぶりの宝船ということで、荷のほうもなかなか集めるのが大変ではなかったのかなと思っております。

これから特に寒くなりますので、これから風邪など引かないようにしていただきたいと思います。もういよいよ 1 2 月ですので、今年はあと今日と、あと 1 2 月で、あと 1 回ということでございますので、また今日も、この後、いろいろありますので、またよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 5 年第 1 1 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立をしております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 1 1 番の岩崎委員、1 2 番の高橋委員にお願いをしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 2 件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 それでは、報告をさせていただきます。

報告に先立ちまして、本日、局長が、ほかの会議と重複しておりまして不在となっております。また、私も、総会中に、どうしても市長に少し判断を仰ぐ場面がございまして、市長のスケジュールに空きが出次第、呼びに来る予定になっていきますので、離席させていただく時間帯が多少あるかもしれませんが、御承知おきください。

それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。

１１月９日（木）、女性農業委員等研修会が開催され、女性農業委員、次長、事務局が出席しております。

１１月１４日（火）、広報研究会が開催され、広報担当委員が出席されております。

１１月２１日（火）、東京都農業会議の事業推進協議会、常設審議委員会が開催され、会長が出席されております。

委員会といたしまして、１１月１５日（水）に１１月の総会に向けた現地調査を、２４日（金）午後３時より第１１回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

１１月２７日（月）、農業者年金推進会議が開催され、事務局が参加予定でございます。

１１月２９日（水）、農地流動化・利用集積現地研究会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が出席予定でございます。

１１月３０日（木）、令和５年度全国農業委員会会長代表者集会在開催され、会長が出席予定でございます。

１２月１８日（月）、東京都農業会議の常設審議委員会が開催され、会長が出席予定でございます。

１２月１９日（火）、地区別職員検討会が開催され、事務局が参加予定でございます。

１２月２１日（木）、都市農地流動化協議会現地見学会が開催され、事務局が参加予定でございます。

１２月２２日（金）、都市農地保全推進自治体協議会勉強会

が開催され、岩崎委員が講師として出席、参加される予定となっております。それに合わせて、市役所でウェブによるオンラインの講習会を開催したいと考えておりまして、希望される委員と事務局が出席予定でございます。

12月25日（月）、たちかわ農業だより編集会議が開催され、広報担当委員、事務局が出席予定でございます。

委員会としまして、12月15日（金）に12月の総会に向けた現地調査を、25日（月）午後3時より第12回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告いたします。

1件目。農地の所在は砂川町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は872㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は一番町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,322㎡の一部の463.38㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのあの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出2件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は栄町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は80.67㎡。転用目的は保育園敷地でございます。

2件目。農地の所在は西砂町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は200㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのあの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

 ただいまの報告について何か御質問があったら、お願いしたいと思います。

 事務局、お願いします。

係長 先月の総会の中で、農地法第4条、第5条の届出様式における職業欄について、農業会議や他市事例を参考に、残す方向で報告をさせていただきましたが、委員の御指摘もございました、また、法律上、記入を求められていないこともありましたので、削除することにしたことを報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。

 ただいま事務局からの報告について、よろしいでしょうか。

 ……質疑なしの声

議長 ありがとうございます。

 そのほか、御質問がないようでしたら、私から1点、報告事項でございます。

 11月9日（木）に開催された女性農業委員会の研修会について、報告させていただいたこの研修会は、私も出席するはずだったんですけれども、持病で体調が急に悪くなって、すぐ病院へ行ってしまった関係で欠席ということになってしまって、事務局からは次長が発表者として出席され、改選で女性委員をどう活用し、活動していくなどについての話をさせていただきました。あわせて、岩崎委員も登壇し、意見、感想を述べていただいたそうでございます。出席された横幕委員、浅見委員とともに当日の感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

 それでは、報告事項についてはこれで終了でございます。

 次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、5件を議題に呈します。

 それでは、議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を申請者、鈴木会長、高橋委員、内野委員、鴻地委員、嶋田職務代理、橋本委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図 1 を御覧ください。略図 1 は、若葉町の東、国分寺市との市境にある農地で、ハウレンソウやハクサイ、カブなどを生産されておりました。自家消費と庭先販売を行っているとのこと。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

略図 2 を御覧ください。略図 2 は、立川第四中学校の北、玉川上水の南に広がる農地で、カエデやソヨゴなどの植木のほか、里芋などの露地野菜を生産されておりました。基本的に肥培管理は良好で、境界は全て確認できました。玉川上水路沿いの筆については切り株などが放置されていたため、委員より処分するよう指導がございました。

略図 3 を御覧ください。略図 3 は、砂川三番の北、金比羅橋の北西に広がる農地です。ネギや里芋、大根、ハウレンソウなど多品種の露地野菜を生産されておりました。耕作をするため、一部境界のくいを抜いてしまっている箇所があったため、委員より、境界の確認調査時には棒などで分かるようにするよう指導がございました。雑草がやや目立ちましたが、近日中に対応することを約束いただきました。また、農地の北東に資材やごみなどがあったため、委員より整理するよう指導がございました。また、農地内に野菜等の自動販売機が設置されておりましたが、納税猶予地からは外してあることを確認してございます。

略図 4 を御覧ください。略図 4 は、武蔵砂川駅の南、五日市街道北の自宅裏に広がる農地で、カエデやイチョウなどの植木のほか、自家消費用に大根やニンジン、ソバなどを生産しておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

略図 5 を御覧ください。略図 5 は、天王橋の北西、五日市街道の北に広がる農地で、ニンジンやノラボウ、ネギなどを生産しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第 1 号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

議案第 1 号について、確認を担当された委員から補足説明を

お願いいたします。

なお、今回、中立委員は横幕委員と橋本委員が担当をしていただきました。

それでは、補足説明、1番を私、鈴木と横幕委員、橋本委員、2番を高橋委員、横幕委員、橋本委員、3番、内野委員、横幕委員、橋本委員、4番を鴻地委員、横幕委員、橋本委員の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず1番は私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

この方は、住まいのほうは国分寺に住んでいる方でございまして、立川に農地のほうをお持ちになられている方でございます。非常にこの方は、きちょうめんな方でして、資材のほうもきちんと整理され、非常にきれいに畑も耕作されていまして、もう周りは住宅とかに囲まれていまして、境界のほうについても全て確認をいたしまして、何の問題もありませんでした。作った作物は庭先販売ということでございました。

私からは以上でございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

8 番 今、会長もおっしゃったように、この方は国分寺に住んでおられるので、毎日出勤しているということですが、畑の周りが住宅地ということもあって、非常にきれいに管理されていまして。何も問題ないと思います。

議長 続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 畑に水道がないために、車に手製の水道を設置して持ってきていたり、それから、タンクにため水をつくって、それで畑の散水用に使ったりという工夫をされています。御本人、まだお若くて、しっかりされていて、農業の継続に不安はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、2番を高橋委員、お願いします。

1 2 番 2番の申請者の方の畑を見てきまして、この畑は、ソヨゴ

とかハナミズキ、また桜類、低木のヒイラギ、ナンテン、マホニア等、周年出荷できるものを丁寧に出荷されております。出荷のほうは、近所の材料屋さん等を通じて造園屋さん等のほうに出荷をしています。畑も本当に肥培管理がしっかりしていて、整然としている、大変いい植木の畑です。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、3番を内野委員、お願いします。

4番 この方の畑は、農作業のほうは申請者と、それとあと、親戚の人に手伝ってもらって農作業をしている方です。野菜の出荷は、みの一れ、スーパー、あと、立川市の飲食店に出荷しているそうです。

肥培管理のほうなんですけれども、一部、先ほど御指摘のあった草なんですけれども、里芋とジャガイモを作付しているところが、ちょっと手が回らなくて、ジャガイモがどこに植わっているんだか、ちょっと分からないような状態の草なんですけれども、一応そちらのほうは、今、収穫しながら片づけていました。

あと、境界石なんですけれども、1か所分からないところがありまして、そちらのほうは分かるようにしておいてくださいとお願いしておきました。

あと、一部、農業資材と使い終わったビニールが、ちょっとそのままだったので、そちらのほうも片づけるように指導しておきました。

あと、この方の畑の隣に、植木のほかの人の畑があるんですけれども、そこの垣根が、ちょっと申請者の畑のほうに出ていまして、何か申請者のほうも、そちらのほうを切ってもらいたいというお願いがありましたので、こちらのほうは事務局と地元の農業委員さんと話し合って対応していきたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

申し訳ないんですけれども、横幕委員と橋本委員、すみませ

ん。2番と3番も続けてお願いします。

先に横幕委員、2番と3番をお願いします。

8番 今、委員さんおっしゃったとおりですので、付け加えることはないんですけれども、上水に面した側の一角が、ここは畑地ではなくて雑種地なんだそうです。昔から、ここがごみ捨て場のようになっていたということで、今も、さっき出たように草とかが置いてありましたので、そこはたとえ雑種地でも猶予されている以上は、きれいに管理する必要があるということで、撤去の指導がありました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、橋本委員も続けて2番、3番、お願いします。

5番 2番の方については、皆さんおっしゃったとおりで補足はございません。

3番の方ですが、おおらかな方で、おおらかに農業をされているんだなと思ひまして、でも、意識もあって、対応するとおっしゃっていたので大丈夫なんだと思います。息子さんが近日中に専業になる予定だというふうなことをおっしゃっていて、息子さんに期待するところでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番を鴻地委員、お願いします。

10番 この方の場所は、説明があったとおり自宅の裏なんですけど、メインは植木生産農家なんですけれども、ここの場所は説明があったとおり、自家消費用の多品目の野菜が植えられておりました。肥培管理も良好で、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 管理はきれいにされておりました。一角にオオムギと、おかぼを栽培しているところがありまして、これは地域の年中行事のために作っているという話を伺いました。私は以前に、農家

というのは農業をやっているだけではなくて、農家という生き方を継いで、選んだ人のことだという話に、非常に感銘を受けたのを思い出したんですけれども、そうした地域地域の年中行事のために、絶やさずオオムギ、あるいは、おかぼを作っているというところで非常に感動しました。息子さんは、もうやらないと言っているということなんですけれども、ぜひ続けてほしいなと思いました。

議長 ありがとうございます。

橋本委員、お願いします。

5 番 今お話があったとおりに、意識的に非常に意識の高い方だなというふうに思いまして、農業の継続に不安はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、5 番ですね。嶋田職務代理、お願いします。

2 番 この方ですけれども、この略図の南側のほうに御自宅があったんですけれども、御自宅を手放してしまい、用地を手放してしまいまして、現在はマンション住まいをしながら、この農地を守るために毎日来て、農作業をしているという方です。

肥培管理は非常によかったと思います。きれいに野菜のほうは何種類も作付がされていまして、一部にはミカンの木ですとか、そういうものがありまして、基本的に面積がそんなに大きくないので、自家消費ということでしたけれども、境界のほうも確認できましたし、問題はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 大変きれいに管理されていて、問題はないと思いました。

議長 続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 同じく問題ないと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

私のほうから 1 点だけ。

番号 2 番の、この方なんです、この方の農地の一番、玉川

上水路の近くのところなんですけれども、このところが1 m ぐらい切り株を放置してということなんですけれども、この方もちょっと、勘違いしていたせいか、ここは猶予がかかっていないんじゃないかということで、どうしても、この玉川上水路の歩くところですかね。そのところが結構、東京都の道になっているんですか。あそこは。その関係もあって、ちょっと勘違いされていまして、ここは猶予されていないところだよなんていうことで、ちょっと勘違いされていたので、ここもちゃんと猶予されてあるところだということで、ここをきれいにしてもらいたいということで、ここはちょっと説明をしましたので。

この玉川上水路の近くのところは、結構立川でも農家の方が結構、持っている方がたくさんいらっしゃいますので、ちょっと勘違いされている方も今後出てくるかもしれませんので、また私も調査のときには、また気をつけて確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

ただいまの説明がありました件について御質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

係長 議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでござ

います。

土地の表示は砂川町2丁目の3筆となります。面積は847㎡。申出事由は死亡でございます。

議案第2号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第2号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を内野委員、お願いします。

4番 この方の土地なんですけれども、先日、見に伺ったんですけれども、境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

その他で、事務局、何かございますか。

係長 特にございません。

議長 ありがとうございます。

それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次の農業委員会総会は12月25日月曜日午後3時から205会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後 3 時 3 1 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員